

平家物語の死実の史

——平清盛・重盛を中心に——

The history of the death fruit in The Heike Monogatari.

— Led by Kiyomori Taira / Shigemori —

村上詠子
Eiko MURAKAMI

I はじめに

軍記物語は、それぞれの合戦の哀惜の陰影が逸話となって物語の形を成し、人々の語る虚実を共にした説話が集って物語が完成されていった。ほぼ同時期に書かれた軍記物語でも、『保元物語』『平治物語』『平家物語』は後白河院に共通性を持った物語として、『承久記』は後鳥羽院が招いた承久の乱の物語として形成されている。『平家物語』については、一二四〇年『兵範記』紙背文書の中に「治承物語六卷（平家と号す）」と記述されているように、「平家」という文字の前に年号を記したものが書簡として存在し、一二五九年『僧深賢書状』の文書の中には「平家物語、合わせて八帖（本六帖、後二帖）」の記述が見られる。『平家物語』は、前述年代を経て称された物語である。

鎌倉時代に書かれた『徒然草』には、『平家物語』について「後鳥羽院の御時、信濃前司行長、稽古の誉ありけるが、楽府の御論議の番

に召されて、七徳の舞ひを二つ忘れたりければ、五徳の冠者と異名をつきにけるを、心憂き事にして、学問を捨てて遁世したりけるを、慈鎮和尚、一芸あるものをば下部までも召し置きて、不便にせさせ給ひければ、この信濃入道を扶持し給ひけり。この行長入道、平家物語を作りて、生仏といひける盲目に教へて語らせけり。さて、山門のことを、ことにゆゆしく書れり。九郎判官の事はくはしく知りて書き載せたり。蒲冠者の事は、よく知らざりけるにや、多くのことどもを記してもらせり。武士の事・弓馬のわざは、生仏、東国のものにて、武士に問ひ聞きて書かせり。かの生仏が生まれつきの声を、今の琵琶法師は学びたるなり。」（『徒然草』一二二六段）と、記されている。

一一世紀には、旧来のものを突き破ろうとする動きが生じ日本中世社会が新しく形成される時期を迎える。平安時代中期の『新猿楽記』には、当時の世相・職業・芸能・文物などが列挙され記されており、その職能分化が人々の集団を形づくり、諸身分を形成していった。分

化された職業は新社会となる日本中世社会の動きを支える源でもあった。そして、諸身分の中で武士と寺院大衆が中世日本を支える権力の組織を構成していった。それは、武士と寺院大衆という中世の時代を支える政治形態の違う二つの結びつきでもあった。中でも、寺院大衆の存在と特色を明確にしたのは宗教勢力の興隆であった。その宗教勢力の集結者は、規律を重んじた僧侶集団であった。大衆・神人の嗾訴が相次ぎ起った一・一世紀・一・二世紀は、宗教勢力によって中央政権が揺れた時代である。その一・二世紀前の一〇世紀・一一世紀には、対照である顕教と諸々の宗教思想を深く捉え直した蜜教が、日本中世の正統宗教として国家に君臨するといった権力との癒着を見ることがなる。当時、興福寺の僧徒大衆は「三千大衆」とよばれ中世南都に君臨したといわれている。寺院勢力には身分があり、「日本中世の基本として(一)学侶(学生)(二)行人・禅衆・堂衆・承任・神人など(三)聖・上人^(註)」の三つに分けられていた。中世社会は、日本の社会構造と民族的な体質の転換期であったし、応仁の乱までは荘園公領制に基づいた土地制度であった。また、中世社会を特徴付けるものに、文書の機能と体系は見逃せない。

一・二世紀後半は、まさに激動期であった。貴族政治は政治形態の変化を求められ、新しい社会体制に対応する貴族政治力の弱体化とともに貴族政治の内部矛盾が露呈し出した。武士が貴族化し武士政治体制が貴族政治体制を呑み込み始めたことをきっかけに、貴族と武士の二大勢力のぶつかり合いが表面化した。世に言う「源平合戦」である。一八五五年(元暦二)三月、「海上には赤旗あかじるしなげすて、かなぐ

りすてたりければ、龍田川の紅葉ばを風の吹きちらしたるがごとし。汀によする白浪もうすくれなるにぞなりにける。主もなきむなしき船は、塩にひかれ風にしたがて、いづくをさすともなくゆられゆくこそ悲しけれ」(『平家物語』巻二「内侍所都入」と、平氏は西海に沈み平氏滅亡の日を迎える。

『平家物語』が文学として人物の虚構を交え、政治や合戦の記録文書に留まらなかったのは、激動・転変する世に生きる人々の罪と悲哀を現実化した物語として記述されたことによる。軍記文学が記述する人物の年齢は、その人たちの生と死の現実化であり、また、当時中世と言う時代に存在したと言う生と死の刻印でもある。ここで取り上げる平家は、後白河院との関わりにより平家一門の栄華がなされ、後白河院との関わりが招いた平氏の滅亡に触れ、中世という時代に『平家物語』が成立した史実の中で、死の価値観を、死実を、どう生の中に捉えたのか。平家権力の発生といわれる一一五六から平家滅亡の一一八五年の中世という時代に視点をおき、平清盛・平重盛の虚構を踏まえ、死生と信仰のあり方を考察する。

II 中世という時代

一・中世社会の概要

中世初頭といわれる一〇から一二世紀に、「野蛮で暴力的な東国(関東)武士団^(註)」が登場し、一・一世紀後半に入ると貴族内部では制法への批判や法制離れといった貴族社会に異変が起こりはじめた。一〇世

紀初頭に成立した王朝国家は、中国唐朝の律令法をもとに中央集権的な専制支配体制を築き上げたが、一一世紀後半には古代末期に東国から登場した武士団によって封建社会の性格が変えられ中世国家成立まで続くことになる。その政治の現われが院政の成立となり、院政の政治展開が平氏政権へ移る体制をつくり出した。また、院政の成立は荘園社会の成立でもあった。公家と武家はそれぞれに政治権力の拡大とその維持に努め、互いの政治展開を行い公家と武家の二大政治勢力となつて政治体制を整えていくことになる。両者を支える経済的基盤は荘園制と、依然として存在していた国衙領の多くを所持していたことで、それぞれの政治権力の展開となつていった。この二つの政治権力はそれぞれが独立した政治体制ではなく、互いが共存しあう体制のもとで政治の展開が成されて行つた。荘園領の獲得も、政治を動かす地位にあるものが荘園の本家となり得る時代であった。仏寺領の本家もまたほとんどが院または摂関家であり、摂関家は院と並列、対抗する位置にあった。

中世社会の人びとは多くの支配権力や共同体を生み出した。公家政権の存在もその一つであった。しかし、中世の社会的状況化の中では公家政権の統制力は減退に向かつていた。律令制によつて規定されていた公家政権の組織は、日本の古代社会から受け継いだ封建社会の分散的な体制との共存であった。また、院政社会の特色に武門棟梁の存在がある。その役割は、国棟梁を地方水準から政治的に本質の高い形で中央政治の水準まで引き上げ連結させることにある。まさに社会性の公認である。武門が一つの権門としての地位を獲得したことになる。

る。そこに荘園制への展開と荘園の増加や公地の減少が現実化され、荘園公領制の確立とそれらを所有する在地領主の存在が位置づけられていった。その多くは、一二世紀初頭に組織としての武士団を形成した。当初の目的は自衛のための武装による武士化だった。その後、結合による組織力を重視した武力組織団は各地の農村で直接的な支配を行うようになっていった。中央の政治形態が変わりつつある中、院政開始における上皇と天皇の存在は、朝廷内部に対立を招き政治権力の制約を課するものとなつた。

法皇による院政の開始は、源氏勢力の強大化の鎮圧に新しい傭兵を必要としていた。すでに一〇世紀の中期には、紀貫之が土佐から帰任する途中の海賊への恐怖や、藤原純友が海賊を率いて乱を起こしている。当時、西国を基盤に瀬戸内海の内海海賊征伐で平忠盛は武名をあげていた。そこに、平氏の武力と法皇と結びつくことになる。平氏の活躍は平氏の昇華となり、後の源氏対平氏という棟梁の争いとなつていくのである。

二・中世社会の『内乱』

「平氏」の誕生は、桓武天皇の即位（七八一年（天応元））を機に、平安京への遷都（七九四年（延暦一三））がなされ「臣籍降下」を行つたことに始まる。これは、朝廷の財政逼迫による経費節減のために皇族とその子孫に「平」姓を与えるといった政治対策であった。「源」の姓（八一四年）は、嵯峨天皇が皇子らに与えたものである。桓武天皇の曾孫高望王が平姓（八八九年（寛平元））を賜り上総介となり、その

子等が関東東南部に広がったが、貞盛の末のみ部門平家の嫡流となつて、忠盛・清盛を生み、良文と良茂の系統は関東圏に勢威を振るうに至つた。

平正盛は、白河法皇に伊賀の所領を寄進（一〇九七年（承徳元）」し「北面の武士」という地位を得るが、平家が武家として確立したのは平忠盛が鳥羽院時代に軍事的支柱を築いた時だった。それまでの忠盛の心情は「思ひきや雲井の月をよそに見て 心の闇にまじふべしとは」（『金葉和歌集』）と詠まれている。鳥羽院による内昇殿の認は忠盛にとつて最も悦ぶべきことであつたが、「此の人の昇殿、なほ未曾有のことなり」（『中右記』）と貴族たちに受け入れられるものではなかつた。『平家物語』では、「殿上闇討」にその処世が記されている。白河院政期においての「平清盛の国家中枢への進出と平氏による権力掌握、大番役の制度的確立」^{（注四）}は新たな構築が課せられたものであつた。平安時代は、平安京に遷都以来三六〇余年間武力による争いもなく、貴族の支配体制を直接脅かすような情勢もなかつた。長く続いた平穏な時代は後白河の皇位の継承を契機に覆され、保元の乱（一一五六年）、次いで平治の乱（一一五九年）を招く事態となつた。

（一） 保元の乱

都での乱逆、実質四時間の合戦、院政期の特色はこの保元の乱をめぐる対立に政治権力の誇示と保身のすべてが現れている。この争いが保元の乱であり、この保元の乱を題材にし、主上と上皇のあらそいを記した物語が『保元物語』である。史実の史料としては、『兵範記』

『愚管抄』『百鍊抄』『帝王編年記』があげられる。なかでも『兵範記』は、平信範の日記であり、実際に保元の乱に関わつた人物の記述日記である。次の『愚管抄』もまた、源雅頼の日記を参考に記述したもので、源雅頼自身が保元の乱に関わつた人物であつた。しかし、『愚管抄』の記述では「少々アルトカウケタマハレドモ、イマダ見侍ラズ」と、保元の乱について語るのみである。他に『普通唱導集』（一二九七年（永仁五））には、「平治・保元・平家の物語」が琵琶法師によつて語られたとの記述がみられる。

慈円はこの保元の乱をもつて、「さて大治のち久寿までは、また鳥羽院の御あとに世をしろしめて、保元元年七月二日、鳥羽院うせさ給ひて後、日本国の濫逆ということはおこりて、後むさの世になりけり」（『愚管抄』）と「武者の世」の到来とし、鳥羽院政末期には「天慶二朱雀院ノ将門が合戦モ頼義ガ貞任ヲセムル十二年ノタタカイ」を「城外ノ乱逆合戦」と称した。武力勢力なしには鎮火しないほどの激増と化した争いとなつた。

公家勢力、寺家・社家勢力、武家武門勢力のもとに権門体制ができあがり、権門の形成と武門の対立は鳥羽院の死去（一一五六年（保元元）七月）と共に、天皇家内部の分裂と闘争が表面化し、そこに貴族と武士間の対立と摂関家内部の分裂が深く関わり内紛が激化し展開して行くことになる。崇徳上皇と後白河天皇兄弟の皇位争いと貴族に仕える武士と貴族間の対立、皇位争いと貴族と武士の対立のこの争いは事を大きくした。崇徳上皇方に藤原頼長、平忠正、源為義、源為友軍と、後白河天皇方に、藤原忠通、源義朝、源義康、源頼政、平清盛軍

は、伴に武力勢力のもと七月一日未明の戦いで、後白河天皇方の勝利に終わった。この勝敗を分けた武士団は武士としての役割を都での乱逆の中に見せ付けたことになった。常に合戦は平安京の外での乱逆にして、貴族をはじめ都人を恐怖に陥らせるような合戦は都の内ではなかったのに等しい。平将門の乱（九三九年（天慶二））も、前九年の役（一〇五六年（天喜四））も、刀伊の入寇（一〇一九年（寛仁三））も、都から遠く離れた関東、奥羽、九州で起った乱にして、決して都の貴族たちに恐怖を与えることなどなかった。どの合戦に比べることのできないほど、貴族をはじめ都人への衝撃は強かった。やがてこの合戦は、天皇政治や貴族政治の衰退へと向かう発端の事件となった。

保元の乱につながる崇徳天皇の讓位と子の即位に関しては、『保元物語』に「新院・重仁親王の御呪詛深きゆへに、近衛院かくれさせ給ひぬとささやき申かたありければ、美福門院、その御恨ふかくして、法皇にはとかくとり申さひ給ひて、四宮を御位につけまいらせ給ぞ心うき」と記述があり、『愚管抄』には、「さる程に主上近衛院十七にて久寿二年七月に失せ給ひけるは、ひとへにこの左府が呪詛なりと人いひけり。院も思し召したりけり。証拠どももありけるにや、かく失せさせ給ひぬれば、今は我が身一人内覧になりなんとこそは思はれけん、例にまかせて大臣内覧辞表をあげたりけるを、返しも賜はらで後、次の正月左大臣ばかりは元の如しとありけり」の記述がみられる。後白河天皇即位後、美福門院と藤原忠通は、鳥羽院政下に確固たる地位を築いた。

この「保元の乱」後の処罰は、事実上三五〇年間行われていなかった

た死刑が言い渡された。「死罪ハトゞマリテ久ク成タレド、カウホドノ事ナレバニヤ、ヲコナワレニケル」（『愚管抄』）とあるように、源為義らの斬首までは仏教思想の影響もあって流刑が慣例とされていた。古代の刑法の律には、笞・杖・徒・流・死の五種の刑罰が規定されている。その中でも、最も重刑である死刑を主張したのは藤原信西や平清盛であった。「国に死罪をおこなへば、海内に謀叛の者絶えず」（『保元物語』）という考えは公家間の見解であり、藤原信西によれば「敵方の大将を許せば、天下の大事をひき起こす」がその理由であった。公家社会では「死罪の条、わが朝行はざるの法なり」（『玉葉』）と言うのが、保元の乱後も原則だった。当時は、国家権力による死刑よりも、武家社会の私刑がまかり通った時代だった。平時忠（平清盛の妻の弟）は、検非違使別当（一一八〇年（治承四））時期の犯罪処理方法として、一五人の囚人を斬首、二人の手を切ると言う、残酷な刑罰を行っている。藤原信西が保元の乱の三年後の平治の乱で、政敵に首を刎ねられ獄門に晒されたのも、死刑の復活を説いたからだとも言われている。

（二）平治の乱

保元の乱の三年後、院近親らの対立により起きた政権移動。保元の乱で勝利した後白河天皇は、二条天皇に皇位を譲り上皇として院政を始めた。実権を握った二条親政派の経宗・惟方は後白河上皇への圧迫を強める。後白河院は、藤原顕長に御幸していた。棧敷で八条大路を見物していたところ二月二〇日内裏の使いが「世オバ院ニシラセマキ

ラセジ、内ノ御沙汰ニテアルベシ」と棧敷を封鎖する行為におよんだ。後白河上皇は院政の尊属に危機感を抱き、「我方世ニアリナシハ、コノ惟方・経宗ニアリ。是ワ思ウ程イマシメテマイラセヨ」(『愚管抄』)と涙ながら清盛に訴え、清盛の武力を手に入れた。上皇は清盛に経宗・惟方を捕らえることを命じ、二人を上皇の前で拷問にかけた。貴族への拷問は免除されるのが慣例だが、上皇が二人に抱く憎しみの深さが理解できる。両者は配流となった。

後白河院政下で藤原信西や平清盛の権勢に対して反勢力を向けた藤原信頼・源義朝らは、一一五九年一月九日、平清盛が京を離れ熊野詣に出掛けた夜半に謀叛を起こす。上皇御所の三条殿を夜討し火を放ち、上皇と天皇を幽閉して身柄を拘束し、藤原信西を殺害すると言った暴挙に出た。藤原信西と藤原信頼の政争、これが平治の乱の始まりとなる。その知らせに急いで帰京した清盛は、信頼、義朝側を鎮圧する。武家社会到来と貴族社会の終焉が見える戦いとなった。『愚管抄』が記述する「世ノウツリカワリ。オトロエタルコトハリ」といったこの平治の乱は、人々の「今日こそまことに世のうせはてんよ」の不安と恐怖と悲哀のうちに平清盛側の勝利に終わり、清盛は太宰大弐のまま参議に任じて正三位に叙され、さらに右衛門督、檢非違使別当を兼ねるに至った。後の平家栄華の基を築く昇進であった。

(三) 中世社会の院政

上皇が天皇に代わって執政する政治形態である。上皇・法皇を太上天皇とも言い、皇位を後継者に譲った天皇に送られる尊号としても用

いられる。由来は、中国の皇帝が位を退くと「太上皇」と尊称されたことから称されるようになった。奈良時代にもその傾向は数々みられるが、院政とは称されていない。実質的には、白河上皇(一〇八六年(応徳三))から光格上皇没(一一八〇年(天保一一))まで断続的に行われている。当時八歳であった善仁親王(たると)を東宮に立て、白河天皇が即日譲位する。善仁親王(たると)が堀河天皇と改称した時より白河院政が始まり、白河上皇崩御(一一二五年七月二四日)後は鳥羽上皇が院政を開始している。院政は広く後三条親政期(一一〇六年(治暦四))から承久の乱(一二二一年(承久三))の間を院政時代と見ており、平家滅亡(一一八五年(文治一))期もまた院政時代であった。白河上皇没後の鳥羽院政は摂関家を基に院領荘園の拡大を目指した。これが鳥羽院政の特徴である。鳥羽上皇が崩御(一一五六年(保元元・久寿三)七月)すると、崇徳天皇と藤原頼長のつながりは確固たるものとなり保元の乱となる。このとき後白河上皇方について平清盛・源義朝両氏の武力が認識されることになった。後白河院政時の政治権力は院であり、近臣たちの補佐のもと院政は展開されていた。「近臣」とは、第一は摂関、第二は軍事力、第三は近習である。平氏との関係は第二にあげた軍事力に当てはまる。

この院政期は、延暦寺(三井寺)・興福寺をはじめとして諸寺院が嗷訴を繰り返していた時期であり、時の内乱も左右されるほど寺院権力を持っていた。後白河法皇の皇子以仁王が平家軍勢から園城寺に身を隠したのは一一八〇年(治承四)、園城寺は延暦寺と興福寺の武力を期待していた。『平家物語』は、園城寺が延暦寺と興福寺に出した「牒

状」を収めている。院は上層僧侶を組織し、各権門寺院に院権力支配範囲を広げ、一二世紀以降は荘園の領域支配を進展させる。白河院政時期に「院政を政治形態^(註四)」で捉え、「堀河の死後(一一〇七年)を契機に寺社嗾訴・騒乱などの緊急の重要問題を中心に扱う朝廷の「最高審理機関」として院御所議定制が成立^(註五)」することが求められた。

(四) 中世社会の荘園制度

荘園領は、皇室(院)および摂関家関係が占めており、御室御領・関東御領・伊勢大神宮領は単有領として存在している。一二世紀の中央貴族は、荘園所有者と称されるものたちが新体制を築く時期にあった。鳥羽・後白河院政期の皇室領荘園群が増大し、一〇七八年から一六二年は藤原忠実自身が富家殿とよばれる。一二―一三世紀にかけて、社会的・政治的特質を現した公家政権の荘園体制が展開するが、一三世紀後半になると荘園体制に翳りを見せ体制そのものが統一できなくなった。また、法制度にも異常をきたし問題が表面化することになる。荘園制期には、皇室・摂関家・大社寺間では絶えず抗争が続いた。武士団と形成する武族であっても、荘園所有を司る武士は、「武蔵国畠山次郎重忠、且は平氏の重恩に報めんが為、且は由比浦の会稽を雪^{すす}がんが為、三浦之輩を襲はんと欲す、仍て当国党々相具し、来り会すべきの由、河越太郎重頼に触れ遣す、是れ、重頼は秩父家に於て次男の流たりといへども、家督を相継ぎ、彼の党等を従ふるに依つて此儀に及ぶと云々、江戸太郎重長之に与同す」(『吾妻鏡』一一八〇年(治承四)八月二十六日)の畠山重忠にしても、「東国の輩、頗る退屈の

意あり、多く本国を恋ふ、和田小太郎義盛の如きも、猶ほひそかに鎌倉に帰参せんとす、何ぞ況や其の外の族に於てをや」(『吾妻鏡』一一八五年(文治元)一月二日)の東国武士の和田小太郎義盛にしても、同武族界においての意識の強さを持っていた。

中世社会では、権門荘園群の形成と確立に組織としての武力集団の必要性があった。神人・悪僧らによる相互間の集団闘争は院政成立期以来持続していた。「近代、末寺荘園と称し、悪僧ら諸国を滅亡す」(『中右記』一一〇四年(長治元)一〇月二六日)、「およそ一兩年、諸寺大衆・諸社神人、かたわら以ておこり、みな濫逆を成す」(『中右記』一一〇四年(長治元)一〇月七日)の記述からも知ることができる。荘園権門間の合戦が激化したことにより、「武勇人にすぐれ、心に合戦を好み、諸国末寺荘園みな以て兼ね任じ、数十人の武士を引率し、京都諸国を朝夕に往反し、あるいは人物を奪い取り、あるいは人首を切らんと欲す」(『中右記』一一〇四年(長治元)一〇月七日)と延暦寺の都維法薬禪師の名を上げ、その活躍ぶりを生き生きと表記している。また、「興福寺衆徒、金峰山と戦わんと欲す」(『台記』一一四五年(天養二)六月二八日条)、「東大寺僧ら軍平を儲け、薬師寺を襲わんと欲す」(『本朝世紀』一一四九年(久安五)二月五日条)記述は、鳥羽院政の末期の特徴でもあった。一一三九年(保延五)、延暦寺に発せられた「兵具禁制」(『台記』一一三九年(保延五)四月一三日・一八日)の主旨は、状況への対応でもあったことが伺える。また、日本中世の特質である文書訴訟として「天平の勅施入、ならびに官使檢注、元永の官底勘状・公卿僉議、代々の国司裁判等に任せ、元のごと

く寺領となすべき由、去ぬる久安三年、官旨を下されおわぬん」〔東
南院文書〕一一六二年（応保二）五月一日官旨」などの官旨が頻繁
に見られる。

莊園各地に領主が土地管理のために現地に置いた荘官の称である地
頭の始まりは、平安時代のことである。この地頭を最初に置いたのは
平氏であった。平氏設置の地頭は、私的であり個別的なものであった。
院政期に成立した莊園制に変化が生じたのは、鎌倉幕府の成立と地頭
の補任によるものであり、御家人を地頭として諸国の莊園・国衙領に
おいたことが、武士勢力の莊園侵略の原因となる。

平氏の経済基盤もまた知行国と莊園であった。平氏の所領は一一七
九年（治承三）正月までは、知行国八カ国にすぎず、一一月の乱以後
一六カ国、これに国守である国一三カ国を加えると二九カ国ほどだっ
た。平家の栄華とともに土地所有の範囲が広がり、『平家物語』は「日
本秋津嶋はわずかに六十六ヶ国、平家知行の国三十余ヶ国、すでに半
国に越えたり。そのほか莊園田畠いくらといふ数を知らず」と、平氏
の権勢を語っている。

土地をめぐる主従関係が現れたのは六波羅時代であった。尼妙法の
「寄進状」〔一一七九年（治承三）七月〕によると主君が従者に土地を
給与した例がある（『平安遺文』三三八〇「東大寺文書」八一号）。主
従関が封建的なものから変化していく時期を迎える。源平時代に見ら
れる例としては、『故事談』の記述に、後白河法皇が嚴重に殺生を禁じ
たとき、加藤大夫成家は「自分は平氏の家人であるが、主人刑部卿平
忠盛の命によって、女御の供御料として——。源氏・平氏において重

科というのは首を斬られることである。勅命に背いても処罰は禁獄・
流刑に過ぎない」とあることから主従関係の重大さが分かる。平氏と
の主従関係には、復任の家人と家礼（けれい）〔『吾妻鏡』一一八〇年（治承四）
一〇月一九日〕がある例として、「本来、平家の服任の家人ではなく
て、家礼であったという点で、これをしりぞけなかった」ことを記述
している。

(五) 寺社騒乱・嗽訴と後三条・白河親政

後三条親政期（一一〇六年—一一〇七年）（治暦四—延久四）にも見
られる寺社の僧や僧兵、神人が、仏罰・神罰や武力によって勢力をか
ざした興福寺抑圧に、摂関家が対抗するといった時代状況が、「サテ又
當時氏ノ長者ニテハ大二条殿ヲハシメケルニ、延久ノコロ氏寺領、国
司ト相論事アリケル。大事ニヲヨビテ御前ニテ定ノアリケルニ、国司
申カタニ裁許アラントシケレバ、長者ノ身面目ヲウシナフ上ニ神慮又
ハカリガタシ、タダ聖断ヲアラグベシ、フシテ神ノ告ヲマツトテ、ス
ナハ千座をタ、レケリ。藤氏ノ公卿舌ヲマキ口ヲトジテケリ。其後ヤ
マシナ寺ニ如^レ本裁許アリケレバ、衆徒サラニ又長講ハジメテ国家ノ
御祈シケリト」〔『愚管抄』〕と表されている。

白河親政期は、特に一一〇九年（承徳三）〔『扶桑略記』永保元年四
月一五日条、『水左記』同八月一八日条〕に寺社嗽訴が本格化する時期
であった。白河天皇の石清水行幸（一一〇九年（承徳三）一〇月一四
日）「行幸還御入夜之間、義家脱^二束帯^一着^二布衣^一、帶^二弓箭^一候^二御輿
辺^一云々」〔『水左記』〕、「布衣武士雇從鳳鷲未曾聞之事歟」〔『為房卿

記」がこの状況化で行われる。朝廷はこの時期を逃さず「号_レ叡山大衆使_一、押_二知寺家庄園_一、旁成_二濫行_一輩、下_二知檢非違使_一、令_レ召_二進其身_一」の宣旨を出した。寵門宮が石清水八幡の末社か否かの議論がされたことは『百鍊抄』に記述があり、五日には延暦寺が季仲と光清の重科を要求していた（『殿曆』）という記述がある。この事件を機に天皇と源義家との間に密接な個人的関係が生まれる。興福寺をめぐる騒乱（一一〇〇年から一一〇二年（康和二から四））の背景には「大衆乱発条、依_二範靜猛惡_一也、只被_レ追却範靜大法師_一、自寺中平安歟」（『中右記』一一〇二年（康和四）八月二一日）という大衆の反発が起った。真言宗の僧範俊の僧房が破られた後「早旦以_二消息_一、大衆事令_レ申_二院了_一、是源發_レ從_二院宣_一之故、令_二秦聞_一也」（『中右記』）の記述である。この事件は、社寺の規律に反し外界による院の人事介入によるものであり、範俊が興福寺権別当に就任したことに始まる。社寺内の規律は院の関与も認めないものであり、院がその処理をするべきものであるといった理論の成立でもあった。その後も、東寺を優先するという白河院の命令（一一〇八年（嘉承三））に反発した園城寺は延暦寺を誘って嗾訴を企てる。この対処は素早く、二二日に公卿議定、二三日公卿が院御所へ召集、二三日殿上で議定の開催、二五日に再び摂政直慮で議定が開かれた。「依_二院仰_一各問_レ之」（『殿曆』一一〇八年（嘉承三）三月二七日条）、院の命令による開催であった。

その後、院は定朝の先例と強引に結びつけた人事介入を行ったこと（『依_二院宣_一補也」（『長秋記』一一一三年（天永四）閏三月二〇日条）、「彼等為_二山階寺末寺_一、本寺人僧綱、凡僧多以抽任、但中古仏師

定朝為_二別当_一、今依_二彼例_一自_レ院所_レ被_二申補_一也」（『重隆記』（『永久元年記』所収）天永四年閏三月二〇日条）一一一三年（天永四）の興福寺・延暦寺の嗾訴事件へと発展する。そもそも嗾訴は、延暦寺・興福寺から始まったものであり、延暦寺は日吉大社の神輿、興福寺は春日大社の神木などの「神威」をかざして洛中内裏に押し掛けて要求を行ない、それが通らない時は、神輿・神木を御所の門前に放置し、政治機能を実質上停止させるなどの手段だった。白河法皇は「賀茂川の水、双六の賽、山法師。これぞ朕が心にままならぬもの」という言葉を残しているが、これは延暦寺の嗾訴を嘆いてのことである。

院の認識は「南北大衆合戦為_二朝家大事_一」（『中右記』（天永四）四月三〇日条）の記述通り示されているが、檢非違使平正盛・忠盛・源重時らと大衆との合戦は避けられなかった。目に余る嗾訴の行動・行為に、文覚起請文（一一八五年（元暦二）正月一九日）の一条に、「嗾訴群参の作法」を定め、神護寺文書には「寺内での騒乱」を否定する内容（神護寺文書『平安』遺文四八九二号）が記された。院は「朝家大事」として院政の内裏で続けていく審議をもって「天皇」という位置付けを確固たるものにしていった。平氏は院近臣として院との接点を持ちながら、武士として寺社嗾訴の防衛と海賊討伐、御願寺造営を果し、院内の皇位継承と外戚の確立はもはや平氏の思策となっていた。

三. 平氏の軍事体制

一一六七（仁安二）五月の海賊追討宣旨（『兵範記』（仁安二年）五月一〇日）によって、平氏は権門としての役割を檢断部門（警察権・

刑事裁判権)の担当によってその地位を確立する武族となった。この海賊追討宣言には、「聞くならく、近日、東山の駅路緑林の景競いて起こり、西海の洲渚白波の声静かならず、或いは運漕の租税を奪い取り、或いは往來の人民を殺害す、これを朝章に論ずるに皇化無きが如し、よろしく権大納言平卿に仰せ・東山・東海・山陽・南海道等の賊徒を追討せしむべし」と記されている。

一二世紀は武士団の成立とともに棟梁が登場する。一二世紀の初頭には正盛が白河院に賊徒の追討を命じられ登用されてからは「東山・東海・山陽・南海道等の賊徒」に追討権を持ったが、軍事統率権は院・天皇権力にあった。宣言「よろしく権大納言平卿に仰せ」で分かるように、平氏の軍事・検断は公卿の地位を得ながらも平氏権力の限界性を示す文言である。一一六八年八月に平時忠が検非違使別当に、一一六九年五月の宣言を契機として東国に家人組織化の構築、一一七七年(治承元)一月まで藤原成親が別当を独占していた。また、「諸荘園における私的武力との検断の面でも、平氏の大幅な関与が行われるに至った」^(註六)。

一一七七年(安元三)六月一日の前夜、鹿の谷事件発覚。『平家物語』覚一本では、平家の軍勢は「六、七千騎もあるらん」、「明けくれば六月一日なり」。多田蔵人源行綱の密告であった。『愚管抄』(巻五)の記述では、行綱は福原の別荘に参じ、証拠の品として源氏旗用の白布三十反を差し出す。清盛はその布をその場で焼き捨て上洛、一味を一網打尽にした。『玉葉』(二十九日条)は、上洛、五月二十七日夜、翌日、比叡山攻撃を承服、「内心、悦ばず」とあり、六月一日、決行。

この一一七七年(安元三)には大火、一一八〇年(治承四)には辻風と続き以仁王拳兵、ついに内乱に突入する。「古京はすでに荒れて、新都はいまだ成らず。ありとしある人はみな浮き雲の思ひをなせり」(『方丈記』)、平氏の福原(神戸市)遷都もこの年であった。一一八一年(治承五)の飢饉は、「近日、死骸、殆ど道路に満つと云ふべきか」(『吉記』四月五日条)、養和の飢饉、疫病が続き、左京だけでもその数四万二千三百もあった。平家滅亡の年に襲った大地震、「嬰兒を道路に棄て、死骸、街衢に満ち」(『玉葉』)、「多くを以って餓死」し「飢饉、前代を超」(『百鍊抄』一一八二年(養和二)一月一日)、える悲惨な現状を、二十代の鴨長明は過酷な天変地異を相次いで経験している。それを人々は平家の怨霊の仕業と伝えた。

一一七九年(治承三)は平氏にとって政治の新体制の模索時期である。以仁王の隆起による内乱。一一七九年(治承三)の一一月には後白河法皇の清盛に対する挑戦で政権を奪うという平氏のクーデターが起こる。清盛は自ら政治を行うために後白河院政の廃止へと行動を起こした。院の幽閉と関白松殿も基房以下公卿・官人三九名の解雇十数カ国にのぼる公卿知行国を奪う。平氏一門の知行国は三〇ヶ国にのぼった。翌一一八〇年二月に、安津福原への遷都を強行。軍事・検断機能の独占で平氏政権は成立した。「平氏は国衙機構を通じて武士たちの統制・組織化をはかりはしたが、その間には鎌倉府のような全面的な所領安堵はなく、御恩・奉公という封建的な主従関係を確立するまでには至らず」、平氏の家人制度は不徹底で未成熟なものでしかなかった。「国には目代に隋い、庄には預所に仕えて、公事・雑役に駆り立

てられ、夜も昼も安き事なし」(『源平盛衰記』)、ここに平氏の限界があった。一一八〇年(治承四)、九条兼実は「悲哀、父母を失ふよりはなはだし。天を仰いで泣き、地に伏して哭く」(『玉葉』)、東大寺・興福寺が平氏によって焼失。人々の悲観がこの『玉葉』に記された。

王朝貴族と社勢力の反攻は東国在地武士の蜂起、そして一一八〇年一月、後白河法皇の院政が復活。一一八一年一月平宗盛が総官、翌二月は平盛俊が丹波国諸庄園総下司に任じられる。平氏は畿内・西国を基盤に軍事権力を強めたものの、孤立を深め平氏権力のうちに本格的な内乱を迎えた。一一八三年、木曾義仲追討に惨敗。平氏の栄華、平氏の滅亡には常に後白河が中心にいた。『承久記』だけが後鳥羽の栄枯盛衰だけを取り上げ記された。『源平盛衰記』には、「四五百頭ノ牛角ニ松明ヲ燃シテ平家ノ陣ニ追入」の奇策が砺派山戦の記述としてあるが、『玉葉』は「官軍の前衛が勢いに乗じて越中国に入った。木曾患者義仲・十郎藏人行家及び他の源氏等がこれを迎撃。官軍は破れ過半が戦死したということだ」、篠原合戦については「敵はわずかに五千騎にも及ばなかったという。平氏の侍大将の越中前司守盛俊・飛騨守景家・上総反判官忠経らが権勢を争った結果、この敗戦になったということだ」の記述しか見られない。一一五六年(保元元)から一一九一年(建久二)は、内乱、政治思索、そして中央政権の確立時代であった。

Ⅲ 人物から見た死と史

軍記物語の中でも『平家物語』は合戦において多くの討死の場面が記述されている。中世には「武士道」という言葉はないが、武士としての名誉と死への覚悟があった。武士の道徳は「世間」であり、世間に背くことは死をも否めない制裁でもあった。武士の倫理観は「弓箭取る者の習」の言葉に表現されていた。一一八〇年(治承四)、信連という武士は平氏討伐の令旨を出した高倉宮(以仁王)に「日来八何クノ所ノ浦マデモ御共、(中略)信連ハ如何ナカリケルカ、又臆病ニシテ逃ケケルカナド、平家ノ申沙汰センモ遺恨ナルベシ。弓箭取ル者ノ習、仮ニモ名コソ惜シク候へ。」(『源平盛衰記』卷二三「熊野新宮軍事」と、暇を願ひ出ている。このように名を取るのが武士の習いであった。また、『太平記』には「古ヨリ今ニ至迄、人ノ望ム所ハ、名ト利ノ二ツ也。我等忝ナクモ十善ノ君ニ憑マレ進セテ、屍ヲ軍門ニ曝ス共、名ヲ後代ニ残サン事、生前ノ思出、死後ノ名誉タルベシ。唯一筋ニ思定サセ給フヨリ外ノ儀有ベシトモ存候ハズ」(『太平記』巻第七「先帝船上臨幸事」)。名は武士の社会意識であり、身分意識であった。武士の倫理観は武士によって内面的に高められていった。その高揚が武士の覚悟として、どのような死をも迎え入れる精神となった。「実盛は今度のいくさに討死せうと思ひきって候ぞ」にその死生観が表されている。武士は名実ともに生きる存在であったし、死を覚悟した存在でもあった。

『平家物語』は、生のあり方、死の迎え方、死後の往生・非往生が人物ごとに書き分けられている。「諸行無常 是生滅法 生滅滅已 寂滅為樂」の言葉通り、生と死と来世を人物ごとに描き「盛者必衰」を語ることによって浄土思想の理念を取り入れて『平家物語』が構成されたと言える。

中世社会の人々は、「神仏の加護を願ひ、神罰・仏罰を恐れて、神仏」とともに生きていた。人々の死は常に身近にあり、死に対しては常に往生を願っていた。『発心集』巻三の例のように、「中世の往生とは、死は、死に行く者の側ではなく、むしろ遺されたる者の手にある」ものであり、死に臨んで心乱れず往生を信じて疑わないといった臨終正念を願う心の強さの往生を願っていたのである。その往生を我がものにするために、出家と言うものの存在があった。『平家物語』の出家は、病氣(清盛・重盛ともに出家)、引退(後白河)、謹慎(藤原成親・茂衡・関白基房・西光)、刑罰(小督)、抗議(平教盛・高倉天皇)などであった。その他に、資格や地位の放棄のための出家もあった(『平家物語』巻四「若宮出家、通乗之沙汰」、巻二二「六代被斬」)。『平家物語』の「仏教的無常観」は、清盛の死と重盛の死に表されている。

一. 『平家物語』における平清盛

『平家物語』は清盛の生涯の晩年の記述であり、それまでの清盛については記述がない。清盛については『平家物語』巻二「西光被斬」の段で「御辺は故刑部卿忠盛の子おはせしかども、十四五までは出仕もし給はず。故中御門藤中納言家成卿の辺に立入り給ひしをば、京童

部は高平太とこそ言ひしか。保延の比、大将軍承り、海賊の張本卅余人搦め進ぜられし賞に、四品して四位の兵衛佐と申ししをだに、過分とこそ時の人々は申しあわれしか」、西光が捕われた際に清盛に浴びせかけた言葉で清盛という人物が伺えるが、『平家物語』は歴史的事実の上に構成され、その中心人物である平清盛を構想するものである。清盛が父忠盛の海賊征伐に加わり、どんな功績があったかという記述はない。この時の清盛の昇位は、父忠盛の功が譲られたものであり清盛を世に出す機会を伺っていた忠盛の機転であったようだ。

清盛の記述は、左大臣藤原頼長の日記『台記』(一一四七年(久安三)六月)にある。清盛三十歳。社寺事件の時である。清盛の行為は神が鎮座する神輿に矢を向けると言う古い宗教的な権威に対する否定と挑戦だった。この時の鳥羽上皇の清盛への処罰は軽い金刑で終わっている。清盛は、中世社会の中ではかなり進歩的な考えを持つ人物だった。清盛は一二歳で従五位下、一四歳で従五位上、一一五三年(仁平三)に忠盛の死を受けて一門の総帥となった。この年の二年後、近衛天皇一七歳で逝去(一一五五年(久寿二))すると、皇位継承問題が起こる。保元の乱(一一五六年(保元元))である。この『保元の乱』は清盛にとって初めての合戦である。武士を鎧ごと射通す矢を見て「物も申さず舌を振りて怖ぢ」(『保元物語』)と恐れ、為朝から逃れるといった行動にでる。これも清盛の一面であった。しかし、この乱で清盛はその功績から昇進を迎える。清盛は、この保元の乱の後処理として、為義以下上皇方の武士以外斬首。平忠正も清盛を頼ってきたが「此忠正と申すは伯父なりければ、申預て助けたりけるを、我伯父を斬らず

ば、義朝父を斬ることよもあらじと思ひければ、信西に内々いひ合いて、清盛申請で斬けるとぞ聞こえし」(『保元物語』)のこの記述から清盛の先を見とおす深い力があつたことを知ることができる。

清盛が「在地武士団を統率するにたりる器量人であつた」^(註)ことは、『十訓抄』にみられる説話「思慮を専らにすべき事」(巻七)に性格が正確に記述されている。清盛は、人心の機微の天性に恵まれ「綿密と放胆、周到迂闊、清盛の大模様の人間の魅力」^(註)を持つ人物でもあつた。

上皇は一六〇年(永暦元)八月、武士出身では清盛が初めての除目で清盛を参議に任じ公卿の列に加えた。翌年、上皇は清盛を檢非違使別当に任命。古代末期において、国家の軍制が解体し、檢非違使の警察力のみがその権力を發揮していた。清盛は平治の乱からわずか八年で従一位太政大臣という最高の官位に就く。そこには、清盛の武力と政治的手腕、経済力があつた。その後も、後白河上皇派と二条天皇派の対立は続くが、「あなた(彼方)こなた(此方)しける」(『愚管抄』)と、清盛の行動は慎重で諸方に最新の気を配つたことが功をなしている。一一六七年(仁安二)、清盛は太政大臣に就くがやがて辞退し、一一六八年には重病のため出家。平氏の傭兵から権門への変貌は貴族の反感を募らせた。清盛と後白河上皇との強調が崩れ対立の時期を迎える。そして、一一六九年(嘉応元)、尾張守藤原成親の目代が、延暦寺領平野荘の神人と衝突したのである。これもまた、微妙な対立となつて行くのである。

清盛は優れた政治的洞察力と判断力を持っており、その政治的才覚は積極的な婚姻政策にも及んだ。一一六一年(応保元)、時子の妹滋子

は後白河の寵愛を受け憲仁親王を出産する。この出産は後白河上皇と清盛をより親密にさせる。『平家物語』は、一一六八年(仁安三)三月二〇日の高倉帝即位式を「いよいよ平家の榮華とぞ見えし」と記したが、その即位式の前月に清盛が病に倒れたことにより、高倉帝の即位の実現を早めた。清盛の発病は二月初め、九日には危急となり、一日に出家、妻の時子も髪を切つた(『玉葉』『兵範記』)。後白河院は清盛の危急を知り、熊野参詣の日程を繰り上げ一五日に帰洛、旅姿のまま六波羅邸を訪れる(『玉葉』『兵範記』)。「玉葉」は「彼の人(清盛)天亡の後、天下乱るべし。此の如き等の事より、頗る急ぎ思し召す事か」(『玉葉』三月一七日条)と記している。

(一) 平清盛の虚実性

清盛は恐ろしいほどに現実的な強い意志を持った人物である。その意思によってあらゆるものを手中に収めた人物でもあつた。

院は「世のみだれそめける根本」として、「心のままにふるまふ」清盛に対し「ついでなければ御いましめも」なく経過する時間の中で殿下乗合事件が起る。『平家物語』には「これこそ、平家の悪行のはじめなれ」と記述されている。清盛の実像はあまり知られていない。『玉葉』『百鍊抄』『愚管抄』などの記録では、この「殿下乗合」の張本人は重盛であつて、慈円は「心の美しい重盛が、子どもの復習をしたのはふしぎだ」と記述している。『平家物語』の作者は、一連の事件の張本人は清盛であつて「平家の悪行のはじめなれ」と記述し、清盛の後始末を重盛が行つたとして「されば、この大将を、君も臣も御感あり

ける」(『平家物語』巻一「殿下乗合」)と誉めている。それは作者の誇張と虚構との構成であった。

法皇や貴族たちの平氏に対しての反感が反目の形を取り始めていた原因には、清盛の摂関家領の横領、娘徳子の入内、武門出身権力などがあり、「殿下乗合」事件には重盛を激高させ、復讐するまでに至った背景があったといえる。『平家物語』はこの事件を初めとして、重盛と清盛を対比し、「教訓状」に見られる院の権威派とそれに背く者との虚構と戯画化へと作者の意図が表現されていた。

平氏の全盛期への歩みは、外戚の地位を得(一一七一年(承安元))、摂関家との婚姻関係をも得、忠通の一五八ヶ所の遺領を継承し、基実の嫡子基通に盛子の妹を嫁がせ、権勢の座への基盤を作り上げたことによるものであった。この時の清盛の経済的基盤は莫大であった。また、清盛の見識は高く、対宋貿易の拠点を各地に設けている。清盛は、安芸守在任中に厳島神社の社殿の造営、内海航路の整備などの事業にも財政的な権力と勢力を費やしている。対宋貿易では宋朝の百科事典『太平御覧』三百巻を購入し写本を作り、輸入本は高倉天皇に献上している。

清盛が後白河法皇を宋人と面会させたのは一一七〇年(嘉応二年)、福原の山荘だった。内大臣九条兼実は、清盛のこの行為を「延喜以来未曾有の事」「天魔の所為」と罵った(『玉葉』)。しかし、一一七三年(承安三)、清盛は宋の明洲沿海制置使に返牒を發し、使者に法皇と清盛が贈り物を与えている(『玉葉』「師守記」)。中世の中国と日本の両国の貴族たちは閉鎖的な思想を持っており、対外関係には体面とか面

子を重視していた。当の清盛は、この対宋貿易をどのように考えていたのだろうか。大らかさに高い見識、経済力、武力、そして、現在の地位、清盛が貿易に求めたものは利益であり異国だった。

清盛と貴族間が深淵となり、ついに院と清盛の対立は決定的となる。一一七七年(治承元)五月末、清盛追討の陰謀「鹿ヶ谷事件」が発覚した。まだ陰謀発覚時は、背後に後白河法皇の動きがあったことを知っても、清盛は依然として臣下の礼を尽くしていた。『平家物語』の記述とは異なっている。だが、ついに一一七七年(治承元)六月、鹿ヶ谷事件となる。この事件は清盛の怒りが限界を越し、一一七九年(治承三)一月一日に清盛は院に対して政権を奪うというクーデターを起こす。クーデターの際に、一一七七年(安元三)の鹿ヶ谷事件の首謀者である大納言藤原成親は、流された地の備前国で殺される。酷い拷問を受け、「水を飲みて」病状が進んだ結果とはいうものの、実は水を飲まされなかったからかと疑われ、結局はさまざま責め苦に耐えられず落命したのだと、都に伝わった(『顕広王記』七月九日条)。また、後白河院近侍の人物が手を切り落とされたり、殺されて海へ投げ込まれたりしている(『玉葉』二四日条)。法皇「城南離宮」(『平家物語』巻三)や藤原貴族の停職などは即決する清盛の形象である。死は、目前の現実であった。これからがまさに平氏政権時代となる。そして、平氏の武断的独裁政治が展開されて行くのである。

高い見識を持ち、宋との外交を行い、富と名誉と地位を築き、「あなたこなた」する清盛には、一種の新感覚があった。日照りを雨に変えた僧澄憲の靈験に人々は感動したが、ただ一人清盛は「人の病気が

自然になおるころ、その脈をとった医者らは名医だといわれるが、澄憲も同じことだ。春から日照りがつづき、さみだれの降るころに説法して、雨が降ったから高僧だというのは、ばかげたことだ」（『源平盛衰記』）。また、『平家物語』（長門本）の中に、兵庫港（津）に永久的な築港を開港するための人柱をやめて、石の表面に一切経の文字を書いて海中に沈めている。清盛の感覚的な新しさは、院政期の新貴族と同質のものがある。その新しい感覚を持つ清盛は、霊力の話に一笑したにもかかわらず、娘徳子の難産（一一七八年）には、祈祷者をよび安産を願い、受刑者の恩赦を行い、皇子誕生には泣き出す始末だった。また、『山槐記』には、「（東宮は）禅門（清盛）をまったく嫌ひ給はず、御指を湿し、明障子に穴を通さしめ給ふ。禅門教へてまた穴を通さしめ給ふ。禅門感涙を落とし、此の障子を倉底に納むべきの由命ぜらる」と記述がある。清盛の屋敷を訪れた満一歳の東宮と六一歳の翁の戯れに「猛き者」の面影はない。高倉天皇は一一八〇年（治承四）二月、三歳の安徳天皇に位を譲った。これによって政治は清盛の専制政治となる。

この年に行った福原遷都を「平家の悪行の極み」と『平家物語』に語らせた清盛は、以前から続く「悪行」の積み重ねを含めた報いが平家一門を滅亡へ導く主となったのである。法皇と清盛の比は武力の優劣に過ぎなかった。

（二）平清盛の死―入道死去

平清盛は横暴で激情的で恐るべき暴力の持ち主として、古代末期の貴族社会に徹底的な圧力を加えた。その悪因悪果の業報が、この「入道死去」の段である。清盛の横暴さは仏法をも侵略した。東大寺の大仏を破壊し、寺を焼かれた僧たちを路頭に迷わせる。この行為は、仏教の罪の中で最も重い「五逆罪」であった。「五逆罪」とは、「仏身から血を出すこと」「和合僧を破壊すること」が含まれている。「南閻浮提金銅十六の廬遮那仏、焼滅ぼし給へる罪によって、無間の底に墮給ふべきよし、閻魔の庁に御さだめ候が、無間の無をばか、れて、間の字わばいまだか、れぬなり」（『平家物語』巻六「入道死去」と、中世の人々にとって東大寺の大仏の破壊は計り知れない罪業と考えられていた。清盛は死を前にしてもまだ頼朝の首を求めた。天台浄土教の始祖源信は、大乘の誹謗は無間地獄に落ちると『往生要集』に記している。清盛の遺言は他の記録類では簡略されており、『平家物語』によって脚色されたものである。それは、清盛は無間地獄へ、そして平家一門は滅亡へ向かう道標であった。

清盛に用意された生きながらの業苦は、常人では受け入れられない苦痛である。「悶絶躡地して、遂にあつち死に」「馬車の馳せ違ふ音、天も響き大地も揺らぐほど也。」（『平家物語』巻六「入道死去」）。その死に際もまた壮絶なものであり、清盛の死に相応しい誇張された表現だと言える。「雪を器に盛り、頭上に置かしめ、水を船に洪ぎ、身を寒すといへども、煙毛穴より騰り、雪水湯のごとし」（『養和元年記』）と医師の病状報告が記述されている。一一八二年（養和元）閏二月、

平清盛病死。

清盛の急病と熱病死は大事件だった。清盛の死は『玉葉』『百鍊抄』『愚管抄』それぞれに「辛亥天晴、禪門薨逝、一定也云々、(中略)去々年以降、強大之威勢、滿_二於内海一苛酷之刑罰、普_二於天下_一、遂衆庶之怨気答_レ天、四方之匈奴成_レ變、(中略)但神罰之條、新以可_レ知、日月不_レ墮_レ地、爰而有_レ愚者歟(下略)」「玉葉」(治承五年)閏二月五日の条、「入道太政大臣薨、天下走騒、日來有_レ所_レ惱身熱如火、世以為_レ燒_二東大興福_一之現報」(『百鍊抄』(治承五年)閏二月四日)。「同五年閏二月五日、温病大事ニテ程ナク薨逝シス」(『愚管抄』(治承五年)閏年二月五日)と、記されている。

似仁王・源頼政による挙兵(一一八〇年)から壇ノ浦の戦い(一一八五年)に至る「治承・承永の乱」(源平合戦)は、古代的な考えに基づく貴族支配の政治的矛盾の露呈と新社会へ向かう経済の発達に伴う社会的な激化が交差し、武家貴族であった源家と平家の戦いとなり国全体を巻き込んだ内乱となっていた。

(三) 平清盛の死生

清盛の死は既存の体制や宗教と大きく異なる。清盛の偉業と仏法の否定、どちらをとつても『平家物語』は清盛に対し批判的である。清盛の死のありようは「入道死去」(『平家物語』巻六)に虚構とも言える劇化の表現がなされている。清盛は生きながらの地獄と化している。『往生要集』の阿鼻(無間)地獄そのものであった。当時の記録類である『名月記』や『養和元年記』の記述から、『平家物語』が記述

する死に際の誇張はあっても事実に近い描写である。清盛がつくり上げた罪業は無間地獄への証であった。『往生要集』では、「無間地獄に墮ちる者は五逆罪といつて仏法を否定した者たちが墮ちる」というものである。無間地獄は、「八大地獄の最下層部に位置し、その寿命は無限に近く長く、光なく闇の中で火焰や地獄の獄卒たちの果てしない拷問が続く窮極の地獄」である。清盛の遺言は殺生戒を犯すには充分なものであった。武士の運命とは、すでに地獄へ墮ちる宿命をかかえていたといえる。清盛は一門の長として現状を認識し、平家一門の未来を知っていたかのように。清盛は死後ではなく現世での平家の存続を望んだ。生前に殺生戒を犯すことは仏教では往生を妨げるものと考えられている。清盛の往生とは、一門の生きた未来を望んだことである。武士としての殺生界に生きるべく生き、『平家物語』でいう悪行を重ねたとはいえ、この合戦の時代に、暈の上で死を迎えた清盛は、神仏に保護されていたともいえる。清盛の死は、天下を騒がせ、天皇でさえ身辺に変化があらうと清盛の死ほど世人を騒がせることはなかった。それは清盛の生前の勢威でもあった。清盛の死は、あまりにも現実的な死そのものであり、状況や身分を問わず死す。これが、『平家物語』で語られる「諸行無常」である。仏教で言う死の受け入れは、極楽往生への祈りによる悟りであり魂の救済を求める境地であり、来世への希望であり、死の苦しみや因習にとらわれず、自己の感性によってうしてみると、清盛は迷信や因習にとらわれず、自己の感性によって生きた新しい人間像を持つ人物として捉えられる。

二、『平家物語』における平重盛

平重盛は平家一門の中で孤立した人物でもあった。重盛は、父清盛の開放的な性格を持つ人物ではなく人間的な面白さを持つ人物でもなかった。はるかに末世的・退廃的な陰湿さを備えた人物である。実母は故人であり、仁安三年の初めより重盛自身も病気を患っており五月に退官、復帰した後子資盛が屈辱を受けたのは七月のことであった。事実上の重盛が病弱から起こる消極性を持ち、控えめな人物であったことは事実であるが行動全てが穩健・誠実であったとはいえない。しかし、重盛のとる言動や深い信仰心をみると温厚という表現は当てはまる。

(一) 平重盛の虚実性

重盛は平家一門の中で唯一憂いの中に棲む人物である。重盛は意識的に善行を行うことで罪を消すという良心に生きようとした人物であった。重盛は平家の栄華が急速に露と化すことの不安を常に抱いていた人物だった。その心が、重盛の信仰心を一層強めたといえる。

「はつかの小勢に打ち負けて引き負けて引き退くこと、身に当たりて面目を失へり。いま一駆けかけて、その後こそ勅定の趣きにまかせめ」(『平治物語』)といって、再び待賢権門の中に突入したのは、敵をおびき出して退去せよとの勅命を受けたときのことである。「鎧を強く踏んで馬上に立ち上がり」といった描写は他に見当たらない。『百鍊抄』には「武勇時輩に軼るといへども、心操甚だ穩やかなり」、『愚管抄』の「イミジク心ウルワシクシテ」の記述によれば、重盛は貴族間

で好感を得ていた人物となる。

重盛の武勇は、『平家物語』では記述がないが、その武勇たるものは平家の嫡男としては立派なものであった。『保元物語』では、保元の乱の際、「合戦の庭に出て、敵の強ければとて退かんに於ては、軍の勝負あるべきやは。重盛においては、八郎が矢先に一つあたらんと思ひきりたり。ここにて戸をさらすべし」とあり、『平治物語』においては、「囊祖平將軍の再生」とまで言わしめた武勇である。しかし『平家物語』においては、重盛は院の權威を絶対視する人物であり、「君が臣も御感ありけるとぞ聞こえし」と、誉をになう人物として虚構され、清盛との対比人物であった。

重盛の虚構は「殿下乗合」(『平家物語』卷一)から始まる。『玉葉』『百鍊抄』『愚管抄』などの記録によれば、事件の張本人である。しかし、『平家物語』卷一によれば、事件を起こした侍等を勘当し、子資盛を伊勢の国に追いきり、「されば、この大將を、君も臣も御感ありける」(「殿下乗合」と、作者の意図的な誇張が記述された。『玉葉』(一一七〇年(嘉応二))では、事件の相手である基房は摂政従一位、公卿では最高地位の人物、その人物が陳謝したにも関わらず重盛の執念が復讐に至ること、平家の実情が明らかになる。七月一日、基房の法成寺参詣の中止が言い渡されたのも、二条京極辺に重盛部下が群集し基房の行列に危害を加えるという事実が露呈されたことによるもので、『玉葉』(一六日条)に「末代の濫吹、言語に及ばず。悲しき哉、乱世に生まれて此の如きことを見聞す」、「ただ恨む五濁之世に生まるるを。悲しい哉、悲しい哉」の記述によって、九条基房の重盛非難は

京都貴族の感懐の共通意識であったといえる。重盛の執念深さや不評を恐れない不敵さと徹底した報復から、重盛は偏執的な執拗的性格をもった人物であったことが分かる。この事件の復讐の裏には、高倉帝の即位による事態を傍観する立場であったことだ。平家一門の清盛の長子として、優遇されていく時子側の弟たちへの心情は憎々しい思いの中で燻っていたといえる。清盛の病臥は重盛の身辺を変えるきっかけとなった。新帝の擁立の三ヶ月後、軽視されていく風潮を感じ続けその鬱積した思いがこの行為となつて現れた。『平家物語』の中で、忠孝兼備の理想的な人格として描かれた裏に潜む人間的な心情の表出でもあったといえる。

他の事件においても、重盛の人物像を見ることが出来る。一一七二年（承安二）、前述の事件後二年目のことである。伊賀国の重盛の家人と春日神社の神人の闘争により、神人殺害の事件が起こった。犯人の処罰を求めた南都興福寺の宗徒に対して犯人不問のまま終わらせるといったことが起こった。この時のことを九条兼実は「大衆の訴へ、道理の又道理なり」と記している。実際の重盛は、貴族や社寺と争うことのできる人物であった。『平家物語』や『源平盛衰記』では、平家一門の中で唯一重盛だけが誠実温厚な人物として描写されている。『百鍊抄』にも「武勇、時輩に軼くといへども心操は甚だ穏やかなり」（治承三年八月一日条）と記されているほど理想的な人物像がそこに見られる。

鹿ヶ谷事件においては、父清盛に「大事とは天下の事こそいへ、かやような私事を大事といふやうやある」と答えている。この事件は、

国家の大事ではなく、平家一門に対しての陰謀であり私事という見識をもった人物であった。「其の儀では候らわず、世のため、君のため、家のためのことを思ひて申候」、「御栄化残るところなければ、覚めすこと有まじければ、子孫までも繁昌こそあらまほしう候へ。父祖の善悪は必ず子孫に及ぶと見て候。積善の家に余慶あり、積悪の門に余殃とどまるところ承はれ」という重盛の言葉は、清盛に成親の死罪を思い留まらせるものとなった。重盛自身は、「少舅ノムツビニヤ、コノ度モ御命バカリノ事ハ申候ハンズルゾ」に過ぎなかつたと思われる。だが、重盛の行為は備前国に配流になつた藤原成親に、蜜々に衣類の類を送つたとも記述がある。これもまた、重盛の一つの側面であつた。

清盛の報復は後白河院幽閉であり、それを知つた重盛が清盛に対して聖徳太子の制定した憲法から、彼我の善し悪しを論じ、「是非の理、誰かよく定むべき」「環（腕飾り）のごとくして、端なし」の文言を取り上げ教訓している。『平家物語』の作者は、「悲哉、君の御ために奉公の忠をいたさんとすれば、迷慮八万の頂より猶たかき父の恩、忽ちにわすれんとす。痛哉、不孝の罪をのがれんとおもへば、君の御ために既に不忠の逆臣となりぬべし。進退惟きはまれり。是非いかにも弁じがたし」の名句を作つた。後に、儒者頼山陽は著『日本外史』に「忠ならんと欲すれば即ち孝ならず、孝ならんと欲すれば即ち忠ならず、重盛の進退ここに窮まれり。生きてこの感をみんよりは、死するにしかず」と、儒教倫理から理想的人物を示す言葉を作り上げている。重盛の朝恩に対する考えは絶対服従であり、法皇非難自体が否定だつ

た。

『玉葉』記するところ、藤原信西曰く後白河法皇は「和漢の間、比類少きの暗主」であり、源頼朝によれば「日本国第一の犬天狗」である。清盛もまた、法皇に信義を求めることも納得がいく。法皇はすでに、朝恩理論からは保護される資格は喪失した人物であった。鹿ヶ谷事件後、法皇は「内府が心の内こそはづかしけれ。怨をば恩をもつて報ぜられたり」、時人は「容儀帯佩人に勝れ、才智才覚さへ世に超えたるべしやは」、作者は「上古にも末代にも有難かりし大臣也」(『平家物語』卷二「烽火之沙汰」と、重盛の振る舞いを賛じている。重盛は、常に冷静で事件の沈静役を与えられた人物であり、聖人君子そのものの人物形成であった。

重盛の出家は父の悪行に絶望し、『愚管抄』においては「父入道ガ謀叛心アルトミテ、トク死ナバナド云フト聞コヘシ」と死を以って極楽浄土を願った。しかし、史実においては、この時期に奉公幽閉の意思は清盛にはなく、幽閉に及んだのは重盛亡き後、病没した後の出来事である。起こるはずのない場面の設定は『平家物語』の作者によって虚偽の重盛像が創作され、江戸時代の『大日本史』や『日本外史』がつくり出した美談の定着であった。この他にも「文章うるはしうして、心に忠を存し、才芸勝れて、詞に徳を兼ね給へり」(『平家物語』卷三「医師問答」)からも、清盛の武断的性質と重盛の貴族的性質の対照を創り出している。「イミジク心ウルワシクシテ、父入道ガ謀叛心アルトテ、トク死ナバナド聞エシニ、イカニシタリケルニカ、父入道ガ教ニハアラデ、不可思議ノ事ヲ一ツシタリ」(『愚管抄』)、重盛は政治

情勢に対しその弱力のために自ら諦めざる得ない事情が汲み取れる。

実録として残る重盛は、武人でありながら武人らしい動きを示していない。重盛の生涯とは神仏への深い帰依であり、その行動、態度は重盛の信仰心から成り立っていたものと推察できる。ときの慈円や貴族社会の人々に「心ウルワシ」の人物と映っても不思議ではないことである。重盛は無力な知識人であった。

しかし、後世を弔うために信仰心を深めていたことも事実であったことは、『平家物語』の中で語られている。一一七五年から一一七六年(安元年間)、後世を弔うために、宋の育王の僧に千両、宗の皇帝に二千両の黄金を贈り、一一七七年(治承元)に「当来の浮沈を嘆」き、東山の麓に四十八間の精舎を建て、一間ごとに燈籠一つかけ、毎月一四・五日には、一間に六人ずつ、合計二八八人の若く美しい女房たちを集めて念仏を唱えさせたと言う話がある。説話的な要素を充分持つものであるが、『平家物語』は、あくまで平重盛に対して好意的な描写を構成したのである。清盛との対照として重盛を賛美しえるには、伝統的な貴族の保守思想に生きる重盛でなくてはならず、制法に生きた重盛には社会秩序に従ってならなければならない。

(二) 平重盛の死

重盛は、一一七九年(治承三)七月下旬病は危急状態になり、二九日四二歳で没する。一一七七年(治承元)重盛の病は思わしくなく官位を次々に辞任、辞退していった。一一七七年から没するまでの間に重盛の生命は終わりに近づいていた。

『平家物語』は重盛の死を「先内府が身罷候ぬる事、當家の運命を計にも、入道随分悲涙を押てこそ罷過候へ」（卷三「法印問答」）、「人の親の子を思ふ習は、愚かなるが先立つだにも悲しきぞかし。況んや是非は當家の棟梁、統制の賢人にておはしければ、恩愛の別、家の衰微、悲みとも猶余あり。されば世には良臣を失へる事を嘆き、家には武力の廢れぬることを悲しむ。凡はこの大臣、文章麗しうして心に忠を存じ、才芸勝れて、詞に徳を兼ね給へり」（卷三「医師問答」）と語る。重盛は、伝統的な貴族思想をもった人物であり、その意識は後白河法皇より増していたものであった。

重盛の死は、清盛にとつても大事であった。重盛の死に対しての後白河法皇の態度があまりに不謹慎であったために、清盛の怒りとなるのも当然とも言える。重盛は一一五六年（永萬元）の後白河上皇の平氏討伐の事態を鎮静に処理したことで「ゆ、しく大様なるものかな」（『平家物語』卷一「清水寺炎上」）と重盛の行動を誉め、清盛が重盛に對し一目置いた親子関係の温かさを感じられる。その重盛死去によって、清盛の籬が外れていくのも頷ける。

重盛の遺臣平貞能は、一一八三年（寿永二）一門の都落ちの際に「君は斯様の事をまづ悟らせ給ひて、兼ねて仏神三宝に御祈誓あつて、御世を早うさせましましきくけるにこそ。ありがたうこそ覚え候へ。其の時貞能も最後の御供仕るべう候ひけるものを、甲斐なき命を生きて、今はかゝる憂き目に逢ひ候。死期の時は必ず一仏土へ迎へさせ給へ」（『平家物語』卷七「一門都落」）と重盛に語る言葉に、生前の重盛の人間性を見出すことができる。

(三) 平重盛の死生

平重盛は死への準備を整え「臨終正念に往して」往生した。重盛病身の熊野參詣（一一七九年（治承三））は、極楽往生を願つてのことである。『山槐記』の記録にもあるように「後世の事を申す」參詣であった。当時の貴族たちは、病気の末期になると神仏祈願は病気の恢復ではなく来世の往生を願つた。信仰を持つものは、大抵は死期が迫れば神仏に頼る時代であった。重盛もまた、神仏に頼り熊野権現に身いっさいを委ねたのだった。『平家物語』卷三「医師問答」に見られる重盛の死の覚悟はすでにできていた。「極楽往生こそ至上の幸福」と仏教界では説かれている時代に、重盛は清盛の暴挙や後白河法皇と清盛の対立、そして病弱な身に対して、死という至福を求めたとしても頷ける。そこに、重盛の死の受け入れはできており、あとは静かに死を待てば良かった。重盛の死は、王朝貴族の理想的死である。因果応報の思想で言えば、善行の報いを一身に受け取つたことになる。遥かに高い教養と、因果の理を悟る重盛に約束された至福、それはただ一人一門の中で約束された重盛だけが、一門の榮華の中で死を迎えたことにつきる。

IV 往生と熊野信仰

一・往生—生の証、死への準備

古代中世では極楽往生を遂げるなど夢幻であった。死は一つの運命なのだ。平安時代までの仏教宗派は、生命の思想の神道・密教、心の

思想の唯識、地獄の思想の天台の三つに分けられる。神道は多神的な自然崇拜、密教は多を統一する宇宙神の崇拜である。心の思想の唯識の識は、八つの識を持つている。眼識、耳識、鼻識、舌識、身識、意識、末那識、阿頼耶識である。この識の思想が日本文化に深く関わっていくのである。天台は地獄の思想といわれ、中国の思想家天台智顛の教説として流布された。そして源信による『往生要集』が書かれた。

この『往生要集』は六道の世界である。六道輪廻は、天道・人道・修羅道・畜生道・餓鬼道・地獄道の六つをいう。天道・人道・修羅道を三善導、畜生道・餓鬼道・地獄道は三悪道という。地獄には、等活地獄、黒繩地獄、衆合地獄、叫喚地獄、大叫喚地獄、焦熱地獄、大焦熱地獄、阿鼻地獄がある。『平家物語』においても六道、中でも地獄が書かれた物語といえる。『平家物語』の灌頂卷「六道之沙汰」、六道物語、地獄物語、『平家物語』の中でも六道の中心になるのは明らかに地獄であった。

人々にとって現世は穢土であり死後が欣求の場所であった。王朝的な死の理想像は、安らかな死を迎えることだった。浄土による幸福と現世での念仏、阿弥陀の来迎によって導かれる世界、これこそが往生だった。清盛の迎えた死は、平氏の興福寺、東大寺、三井寺を焼き、比叡山の放置、すでに神仏はこの世には存在しない地獄の死であった。清盛の生きたまま味わう地獄は、子孫まで続く地獄であった。

現世に犯した罪の清算は現世でも来世でもできない。現世で仏の教えに触れ、仏を信じ、経を読み、修行をすることで、死の苦しみから逃れられると信じた時代、来世では仏の世界に生まれることだけを願

う。それを怠るものは、様々な罪業を拭えず来世ではもつと苦しい地獄・餓鬼・畜生・修羅の世界に墮ちる。人々にとって生への証は、生を断ち切られるその瞬間まで死への準備をすることだった。

二・中世人の熊野信仰

「紀伊国牟婁郡に神がおられる。この神を熊野両所、および証誠一所という。両所は御母と御娘の間柄で、結早玉と申している。他の一所は両所のそへる社であるが、熊野山の本神である。熊野の新宮と本宮において、しもに法華八講の法令が行われる。」(『三宝絵詞』源為憲撰上 九八四年(永観二))。日本中世最大の巡礼地として熊野三山が知られるようになったのは、平安末から鎌倉初期の頃である。平安時代後期は、山中と海上に本地とする仏・菩薩の浄土を想定した信仰である。証誠殿は、阿弥陀如来を信仰し死後の救済が主であった。古代末期から中世までの熊野信仰を支えたのは、阿弥陀信仰であり、観音と薬師の信仰である。この時代の熊野詣の目的は、現世・来世の現当二世の安楽を熊野の神に願えばあらゆる願いを叶えてくれる信仰であった。平安中期には熊野で修行する聖や持経者が二、三百を超えた。熊野八講は「施僧の庭」として五種の条件を備えた場所である。この地で僧に施す檀越に格別の福があるといわれている。「五施」とは「遠く来れる人、遠く去る人、飢え疲れたる者、病せる者、法を知れる人」を指している。この地で檀越の福が得られるのである。

白河上皇の熊野御幸以前から修行者以外の下層民衆の間で熊野信仰をもつ者がすでに現れていた。『百鍊抄』や『水左記』の記述によれば

いくつかの奇跡譚が見られる。「京の庶民が突然わが身にふりかかった災厄をのがれるために祈る、除災招福の神として熊野権現を信仰していた」^(註10)ことを物語るものである。『扶桑略記』(一〇七七年(承保四)八月六日条)の記述によれば、平安京で疫病の疱瘡が大流行しており、熊野権現も除病延命祈願の一つとなった。また、『水左記』の作者である権大納言源俊房は赤痢に苦しみこの地を訪れ、一日大般若読経を修めた(一〇七七年(承保四)八月一日・一三日条)と記述している。この疫が動機となり、熊野参詣人が増えていった。熊野権現は「信・不信を選ばず、浄・不浄を嫌わず」と、あらゆる人を分け隔てなく受け入れる信仰であった。

白河上皇の熊野御幸が始まったのは、一〇九〇年(寛治四)正月からである。先達者であった園城寺の僧・増誉が熊野三山檢校職に補任された。これで中央の寺社勢力の秩序に組み込まれたことになる。

この熊野信仰を広めたのは、熊野先達者たちであった。熊野信仰の受け入れは参詣者の身分・階層関係なくあらゆる人々を受け入れた。後鳥羽院と修明門院の御幸は一二一七年(建保五)に行われている(「後鳥羽院・修明門院熊野御幸記」)。このとき後鳥羽院は「無縁者・礼殿手水・孝子・盲目の類」に帷百領を施与したという。宿願を達した盲人の説話は「古今著聞集」に記述されている。建仁二年、後鳥羽院に従った藤原定家も道中の悪路の厳しさを『明月記』に記述している。藤原宗忠が参詣の大望を果たした一一〇九年(天仁二)、「遠く洛陽を出で、幽嶺を登り、深谷に臨み、巖畔を踏み、海浜を過ぐ。難行苦行、存るがごとく亡きがごとし。誠にこれ生死の嶮路を涉り、菩提の

上皇・女院・貴族の熊野詣の回数と頻度

	人名	回数	頻度
土皇	白河	9	4年10か月に1回
	鳥羽	21	1年7か月に1回
	後白河	34	1年に1回
	後鳥羽	28	10か月に1回
如院	侍賢門院	13	
	美福門院	4	
	修明門院	11	
	七条院	5	
貴族	藤原資実	25*	
	藤原頼資	22†	
	藤原宗行	22‡	
	藤原信経	22‡	
	藤原長房	21‡	
	藤原成重	16‡	

*永元4年(1210)まで、†寛喜元年(1229)まで、‡承元4年(1210)まで

『熊野古道』 小山靖憲著 岩波新書六六五

(季節別熊野詣)

宇多法皇	一〇月二日〜二八日(九〇七年、扶桑略記)
藤原為房	九月二日〜一〇月三日(一〇八一年、大御記)
◇白河上皇	一月三日〜二月六日(一〇九〇年、中右記)
藤原宗忠	一〇月一日?〜一月一日(一一〇九年、中右記)
◇鳥羽上皇・侍賢門院	一月三日〜二月七日(一一三四年、中右記・長秋記)
後白河上皇・平滋子	九月二日〜一〇月二日(一一六七年、兵範記)
藤原経房	九月二日?〜(一一七四年、吉記)
後鳥羽上皇・藤原定家	一〇月五日〜二六日(一二〇四年、後鳥羽院熊野御幸記)
藤原頼資	九月二日〜一〇月一日(一一二〇年、頼資卿熊野詣記)
◆修明門院・藤原頼資	四月二日〜五月二日(一一二〇年、修明門院熊野御幸記)
◆藤原頼資	六月二日〜七月一日(一一二七年、頼資卿熊野詣記)
後鳥羽上皇・修明門院	九月三〇年?〜一〇月二六日(一一二七年、後鳥羽院・修明門院熊野御幸記)
藤原頼資	一〇月二日〜一〇月二日(一一二九年、頼資卿熊野詣記)
吉田経後	八月一日〜九月一日(一二五四年、経後卿記)
◆吉田経後	三月二〇日〜四月一日(一二五八年、経後卿記)
北野殿・南御所・今御所	九月二〇日〜一〇月一日(一二三七年、熊野詣日記)

彼岸にいたるものか」〔『中右記』一一〇九年（天仁二）一〇月二十六日条〕。難行苦行の功をつむことは、現世からすぐに悟りの世界に入る手段であった。そして、熊野参詣は「苦行滅罪の旅」だったとも言える。

V おわりに

『平家物語』の冒頭に「いにしえより今にいたるまで、王者の人臣を賞するのは、和漢両朝をとぶらふに、文武二道を先とせり。文をもつては万機のまつりごとをおぎのひ、武をもつては四夷のみだれをしづむ」、また『平家物語』巻一「二代后」では「昔より今に至るまで、源平両氏、朝家に召つかわれて、王化に従はず、おのづから朝憲をかるんずる者には、互にいましめを加へしかば、世の乱れもなかりし」と記述されている。「文」と「武」のバランスが保元の乱、平治の乱で崩れて平家の独裁社会となった。国家にとつて武とは何であったのか、「古昔の如く源氏平氏相並び召し任ふべきなり」〔『玉葉』（治承五）八月一日条〕と源頼朝の発言で源平ともに生きた中世の社会構図が認識できる。「武」の社会に生きた中世の人々が無常観を受け入れることにより、源平合戦に『平家物語』を生み出した。

平家の敗因を見極めようとすると、まず非難に値する人物が『平家物語』一段目に登場し、清盛がそこに加わる。すでに平家一門はここで「旧主先皇の政にもしたがわず、たのしみをきわめ、諫めわもおもひいれず、天下のみだれんことをさとらずして、民間の愁ふる所をし

らざりしかば」と滅びが約束される。そして、「人のしたがつくこと吹風の草木をなびかすごとし。世のあまなく仰げる事ふる雨の国土をうるほすに同じ。」「此の禅門、世ざかりの程は、聊かいるがにせにも申す者なし」と平家の全盛時代が語られる。平氏の栄花はその勢いをもって展開され、「殿上の交わりをだにきられし人の子孫にて……大臣大将になつて、兄弟左右に相並ぶ事、末代とはいひながら不思議なりし事どもなり」〔『平家物語』巻一「禿髮」〕と結ばれる。

また、平家は遷都において強力な政治力を持たなかったことが、結果として、環都において平家の政治力の弱さとなった。平家は「大將軍」の家柄であり、それは清盛から重盛へと移行する中で維盛への継承は断たれその地位は頼朝へ移った。その維盛は熊野の浦に身を投げ、その子六代の死をもつて平家は断絶する。作者はこの物語を法王と仏法で構成した。

『平家物語』の滅びは運命であり、運命観なしでは無常観は語れない物語である。この時代の仏教が民間普及によつて社会的に一般化し末法思想の時代となった。滅びは運命の中にあり、その定めによつて滅びる、といった観念は、『方丈記』の冒頭、『徒然草』第七段・第十九段・第七十四段・第一百五十五段で示すように、流れによつて思想を表すものと考えられた。民衆もまた、この流れに即し滅びて行くのである。

哀、無情、宿運、時運は、自然の変質において人間の本质と自我の悟りへ導くものである。『平家物語』は死の描写が多く、しかも、普通の死ではない死である。殺される死か自害の死、もしくは死に追いや

られる死、異常な死を科せられた死である。生きていることが稀有なほどに、限られた生であり、辛い生の上にある命であった。『愚管抄』に「只今死ナンズト云者ノ相コソヲボツカナケレ」と記されたこの時代、生きることが死をもって断ち切られる瞬間に『平家物語』の人々は生きていた。『平家物語』の人々にとつて死は偶然ではなく常にそこにあったのだ。迅速な無常は、往生において来迎信仰となり魂の救いを求めた武士たちの安らぎとなる。往生を求めることは、これもまた、死を求めることでもあった。清盛の死も重盛の死も、この哀、無情、宿運、時運の中に握られ、どのように死すか、どのように受け入れるかの死であった。

【註】

- (註一) 「中世寺社勢力論」 黒田俊雄
- (註二) 「武者の世に」 入間宣夫
- (註三) 現在の高知県
- (註四) 「貴族政権の政治構造」『岩波講座 日本歴史四』橋本義彦
- (註五) 「公卿議定制から見る院政の成立」『史林』六九一四
- (註六) 『平氏政権の形成過程』 田中文英
- (註七) 『院政と治承・寿永の乱』 田中稔
- (註八) 『人物日本の歴史四―武士の挑戦』 壇一雄
- (註九) 現在の神戸
- (註一〇) 『中世の生活空間―京中民間の熊野信仰』 戸田芳美

【参考書籍】

- ・『平家物語』 高木市之助・小澤正夫・渥美かをる・金田一春彦校注 上・下 (日本古典文学体系三三) 一九六八年
- ・『新猿楽記』 藤原明衡 平安後期
- ・『玉葉』 九条兼実日記 (一一六四―一二〇〇年) (治承五年閏二月五日の条)
- ・『愚管抄』 慈円 (一二〇三年) (治承五) 閏年二月五日
- ・『百鍊抄』 編者未詳 (三五九―一二七四年) (治承五) 閏年二月四日
- ・『東南院文書』 (応保二年五月一日宣旨)
- ・『中右記』 (一一〇四年) (長治元) 一〇月七日、一〇月二六日
- ・『台記』 藤原頼長日記 (一一四五年) (天養二) 六月二八日条
- ・『台記』 藤原頼長日記 (一一三九年) (保延五) 四月三日・一八日
- ・『山槐記』 中山忠親日記 (一一五一) (仁平元) 一一九四年 (建久五)
- ・『本朝世紀』 藤原通憲歴史 (一一五〇―一一五九年) (久安五) 二月五日条
- ・『保元物語』 作者・設立年未詳
- ・『兵範記』 (著者不明) (五月の海賊追討宣旨) 一一六七年 (仁安二) 五月一〇日
- ・『源平盛衰記』
- ・『平安遺文』 三八八〇「東大寺文書」八一号
- ・『吾妻鏡』 著者未詳 (治承四年一〇月一九日)
- ・『法住寺殿御移徒部類』

- ・『養和元年記』
- ・『方丈記』 鴨長明 随筆（一二二二年（建暦二））
- ・『兵範記』 紙背文書 一二四〇年
- ・『僧深賢書状』 一二五九年
- ・『徒然草』 吉田兼好 随筆成立年未詳

【参考文献】

- ・『平家物語』全一二巻 全訳注 杉本圭三郎 講談社文庫 一九七九—一九九一年
- ・『平家物語』「平清盛—平家物語における」（『日本文学』昭和三二年七月号） 永積安明著 有精堂
- ・『死後の世界がわかる本』（別冊歴史読本 特別増刊）人物往来社 一九九四年
- ・『講座 日本の歴史 三 中世Ⅰ』歴史学研究会日本史研究会編 東京大学出版会 一九八七年
- ・岩波講座『日本史中世Ⅱ』岩波書店「中世寺社勢力論」黒田俊雄 一九六三年
- ・『平氏軍制の諸段階』五味文彦 史學雜誌 第八八編第八号 史学会 一九七九年
- ・『平氏政権の国衙支配—安芸国のはあい』「平氏政権の形成過程」田中文英 女子大学 国文篇 一九七五年
- ・岩波講座『日本歴史』古代四所収「院政と治承・寿永の乱」田中稔 一九七六年

- ・『武士と世間—なぜ死に急ぐのか』山本博文 中公新書一七〇三—二〇〇三年

- ・『武士道—サムライはなぜ、これほど強い精神性がもてたのか？』奈良本辰也氏訳・解説 三笠書房 一九九七年
- ・『世間体』の構造』井上忠司 講談社学術文庫 二〇〇七年
- ・『名譽と恥辱—日本の封建社会意識』桜井庄太郎 法政大学出版 一九七一年
- ・『日本人の死生観』相良亨 ぺりかん社 一九八四年
- ・『中世の武士団』豊田武著作集第六巻 豊田武 吉川弘文館 一九八二年
- ・『日本中世の民衆像—平民と職人』網野善彦 岩波新書一三二六 一九九一年
- ・『AERA MOOK 平家物語がわかる』大森明編 朝日新聞社 一九九七年 五味文彦 高橋昌明 村井章介 上杉和彦 服部幸造 池田敬子
- ・『日本の中世社会』日本歴史叢書 永原慶二 岩波書店 一九六八年
- ・『院政の研究』美川圭 臨川書店 二〇〇一年
- ・『平氏政権の研究』田中文英 思文閣出版 一九九四年 所収（『日本史研究』250 一九八三年）「後白河院政期の政治権力と権門寺院」
- ・『平安貴族社会の研究』橋本義彦 吉川弘文館 一九七六年
- ・『貴族政権の政治構造』岩波講座 日本歴史四『橋本義彦 岩波書店 一九七六年のち』平安貴族』平凡社 一九八六年

- ・『日本中世史入門』中野栄夫 雄山閣出版 一九八九年
- ・『源平の争乱』戦乱の日本史3〔合戦と人物〕安田元久責編 第一法規 一九八八年 安田元久 関幸彦 鈴木哲 豊永聡美 宮崎康充
- ・『武家の棟梁の条件―中世武士を見なおす』野口実 中公新書二二一七 一九九四年
- ・『源平の盛衰』上横手雅敬 講談社文庫 一九九七年
- ・『いくさ物語の世界―中世軍記文学を読む』日下力 岩波新書一一三八 二〇〇八年
- ・『平家の群像』安田元久 塙新書 一九八八年
- ・『平家物語の死生学』上・下巻 佐伯雅子 新典社新書一六二〇〇八年
- ・『人物日本の歴史四―武士の挑戦』壇一雄 小学館 一九七五年
- ・『平家物語における死と運命』大野順一 創文社 一九七八年三版
- ・『地獄の思想―日本精神の一系譜』梅原猛 中公新書一三四一九八〇年三七版
- ・『中世の生活空間―京中民間の熊野信仰』戸田芳美 有斐閣 一九九三年
- ・『熊野古道』小山靖憲 岩波新書六六五 二〇〇〇年
- ・『死ぬ瞬間』E・キューブラー・ロス 読売新聞社 一九八三年
- ・『新死ぬ瞬間』E・キューブラー・ロス 読売新聞社 一九八五年